



# 埼玉県報

第38号  
令和元年(2019年)  
9月13日  
金曜日

## 目次

### 告示

- 埼玉県議会定例会の招集（財政課）
- 19県南部地域特別支援学校（仮称）新築工事に関する落札者等の公示（入札課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 埼玉県証紙指定売りさばき人の指定（出納総務課）
- 県道本庄寄居線の区域の変更（本庄県土整備事務所）
- 建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路の位置の指定（熊谷建築安全センター）
- 医療情報システムデータ抽出業務委託に関する契約の相手方等の公示（循環器・呼吸器病センター）
- 令和元年10月27日執行の参議院埼玉県選出議員補欠選挙における立候補予定者説明会の日時及び場所（選挙管理委員会）
- 令和元年9月2日現在における選挙人名簿登録者数の50分の1の数等について（選挙管理委員会）

### 雑報

- 収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示（病虫害防除所）

# 告 示

## 埼玉県告示第四百四十号

埼玉県議会令和元年九月定例会を九月二十日に招集する。

令和元年九月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

# 告 示

## 埼玉県告示第四百四十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年九月十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 落札に係る建設工事の名称  
19 県南部地域特別支援学校（仮称）新築工事
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県都市整備部営繕課大規模施設担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目  
15 番 1 号
- 3 落札者を決定した日  
令和元年 7 月 5 日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社島村工業 埼玉県比企郡川島町大字牛ヶ谷戸 489 番地
- 5 落札金額  
2,068,000,000 円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成 31 年 2 月 22 日

## 告示

### 埼玉県告示第四百四十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和元年九月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

越谷レイクタウン二百一街区複合店舗

埼玉県越谷市レイクタウン九丁目一番地二十九の一部

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） M U L プロパティ株式会社 代表取締役 葛谷悦敏

（変更後） M U L プロパティ株式会社 代表取締役 船橋啓二

東京都千代田区丸の内一丁目六番五号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社カンセキ 代表取締役 長谷川静夫

栃木県宇都宮市西川田本町三丁目一番一号

（変更後） 株式会社カンセキ 代表取締役 大田垣一郎

栃木県宇都宮市西川田本町三丁目一番一号

#### ハ 変更年月日

令和元年七月一日外

#### ニ 届出年月日

令和元年九月三日

#### 二 縦覧期間

令和元年九月十三日から令和二年一月十三日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和元年九月十三日から令和二年一月十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告示

### 埼玉県告示第四百四十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和元年九月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ羽生店

埼玉県羽生市大字上岩瀬六百五十六―一外

##### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 遠藤裕之

茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

（変更後）株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本忠

茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

##### ハ 変更年月日

平成二十九年六月二十七日

##### ニ 届出年月日

令和元年九月三日

#### 二 縦覧期間

令和元年九月十三日から令和二年一月十三日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

##### イ 意見書提出期間

令和元年九月十三日から令和二年一月十三日まで

##### ロ 意見書提出先





# 告 示

## 埼玉県告示第四百四十四号

測量計画機関である入間市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年九月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

入間市

### 二 作業種類

公共測量（二級基準点測量・三級水準測量）

### 三 作業地域

入間市宮寺地内

### 四 作業期間

令和元年十月十日から令和二年二月二十八日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第四百四十五号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年九月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所

### 二 作業種類

公共測量（基準点測量）

### 三 作業地域

越谷市東町から草加市柿木町から八潮市八条

三郷市田中新田から三郷市早稲田七丁目

### 四 作業期間

令和元年九月一日から令和二年一月三十一日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第四百四十六号

測量計画機関である熊谷市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年九月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

熊谷市

### 二 作業種類

公共測量（二級・三級・四級基準点測量、出来高確認測量）

### 三 作業地域

熊谷市西部（籠原中央第一土地区画整理事業地内）

### 四 作業期間

令和元年九月十三日から令和二年三月三十一日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第四百四十七号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定により、埼玉県証紙指定売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

令和元年九月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の住所及び氏名

埼玉県幸手市大字幸手二千六百八十一番地二

江下 淑亮

二 指定年月日

令和元年九月十日

## 告 示

### 埼玉県本庄県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年九月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年九月十三日

埼玉県本庄県土整備事務所長 吉村正則

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 本庄寄居線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
先まで	本庄市北堀字野林七九九番一地先 から同市北堀字北裏六六五番一地	区 間
〽 一八・一〇 三四・八八	〽 一一・三五 一五・八三	敷地の幅員 (メートル)
二三五・八六		延長 (メートル)
道路改築工事である		備 考

## 告 示

### 埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和元年九月十三日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 稗 田 明 弘

第三号	指定番号
第一項第五号	指定に係る道路の種類
第四十二条	指定の年月日
日	指定に係る道路の位置
令和元年九月五日	指定に係る道路の延長 (単位メートル)
埼玉県児玉郡上里町大字七本木字下原二千三百七十二番一	指定に係る道路の幅員 (単位メートル)
六十一・九六	六・〇〇



# 告 示

## 埼玉県病院事業告示第十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年九月十三日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

- 1 購入等件名及び数量  
埼玉県立循環器・呼吸器病センター医療情報システムデータ抽出業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県立循環器・呼吸器病センター事務局業務部医事・経営担当  
埼玉県熊谷市板井1696番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和元年7月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
J B C C株式会社  
東京都太田区蒲田5-37-1 ニッセイアロマスクエア15階
- 5 契約金額  
50,324,720円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1  
項第2号に該当

## 告 示

### 埼玉県選管告示第四十六号

令和元年十月二十七日執行の参議院埼玉県選出議員補欠選挙における立候補予定者説明会を次のとおり開催する。

令和元年九月十三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

一 日 時 令和元年九月十九日 午前十時

二 場 所 埼玉県県民健康センター大会議室C

# 告示

## 埼玉県選管告示第四十七号

令和元年九月二日現在の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数及び三分の一の数は、次のとおりである。

令和元年九月十三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一二二、六六〇人

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項における選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

八六六、六二〇人

三 地方自治法第八十条第一項における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあっては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

### 選挙区

数

南第一区 草加市	六八、八二四人
南第二区 川口市	一四七、一八三人
南第三区 さいたま市西区	二五、三七〇人
南第四区 さいたま市北区	四〇、六九七人
南第五区 さいたま市大宮区	三二、六九八人
南第六区 さいたま市見沼区	四五、一五三人
南第七区 さいたま市中央区	二八、〇八五人
南第八区 さいたま市桜区	二六、五二九人
南第九区 さいたま市浦和区	四四、七三一人
南第十区 さいたま市南区	五一、七五〇人

南第十一区	さいたま市緑区	三四、〇七七人
南第十二区	さいたま市岩槻区	三一、四三八人
南第十三区	上尾市・伊奈町	七五、九六五人
南第十四区	桶川市	二一、三二〇人
南第十五区	北本市	一九、〇九〇人
南第十六区	鴻巣市	三三、四七三人
南第十七区	志木市	二一、〇一八人
南第十八区	新座市	四五、五五七人
南第十九区	蕨市	二〇、〇六二人
南第二十区	戸田市	三六、五〇六人
南第二十一区	朝霞市	三八、二三三人
南第二十二区	和光市	二二、六七〇人
西第一区	所沢市	九六、六六二人
西第二区	入間市	四一、六〇一人
西第三区	飯能市	二二、七五〇人
西第四区	狭山市	四二、九六五人
西第五区	ふじみ野市・三芳町	四一、八六五人
西第六区	富士見市	三〇、八一五人
西第七区	川越市	九七、五六一人
西第八区	日高市	一五、六二七人
西第九区	毛呂山町・越生町・鳩山町	一七、二二九人
西第十区	坂戸市	二七、八五七人
西第十一区	鶴ヶ島市	一九、五三八人
西第十二区	東松山市・川島町・吉見町	三六、四四七人
西第十三区	滑川町・嵐山町・小川町・ときがわ町	二二、一八三人
北第一区	秩父市	一七、七一六人
北第二区	横瀬町・皆野町・長瀨町・小鹿野町・東秩父村	一一、三六九人
北第三区	本庄市・神川町・上里町	三三、八九三人
北第四区	深谷市・美里町・寄居町	五二、五四三人
北第五区	熊谷市	五五、五七九人
東第一区	行田市	二二、九五九人
東第二区	羽生市	一五、二九二人
東第三区	加須市	三一、七九六人
東第四区	久喜市	四三、二八八人

東第五区	蓮田市	一七、五九二人
東第六区	白岡市・宮代町	二四、三七四人
東第七区	春日部市	六六、五三八人
東第八区	越谷市	九四、八四〇人
東第九区	八潮市	二四、八八七人
東第十区	三郷市	三八、九九〇人
東第十一区	幸手市・杉戸町	二七、四四一人
東第十二区	吉川市・松伏町	二七、八六二人

## 雑 報

収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第七項の規定により、収去した飼料等の試験結果の概要を次のとおり公表する。

令和元年九月十三日

埼玉県病害虫防除所長 畑

克利

1. 安全性に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造(輸入)年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
(輸入業者) 富士農産株式会社 群馬県前橋市	小山商事株式会社 埼玉県行田市	乾牧草	カナダチモシーLowプレー	1.6	重金属-鉛、カドミウム、ひ素	無
(輸入業者) 株式会社アイ・コーポレーション 東京都新宿区	同上	同上	カナダチモシー	1.6	重金属-鉛、カドミウム、ひ素	無
同上	同上	同上	アルファルファ	31.4	重金属-鉛、カドミウム、ひ素	無
同上	同上	同上	トールフェスク	1.6	重金属-鉛、カドミウム、ひ素	無
(輸入業者) 木徳神糧株式会社 東京都千代田区	同上	同上	オーツヘイ	31.3	重金属-鉛、カドミウム、ひ素	無

(注) 1. 飼料又は飼料添加物の名称の欄中の「規」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。



## 2. 栄養成分に関する検査

製造事業場等の 名称及び所在地	収 去 場 所	飼 料 の 名 称	製 造 (輸入) 年 月	試 験 結 果 の 概 要	違反の有無及 び違反の内容
トオカツフーズ株式会社 川口工場 埼玉県川口市	同左	パン屑	1.6	栄養成分－粗たん白質、りん、粗灰分	無

(注) 1. 飼料の名称の欄中の「規」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。